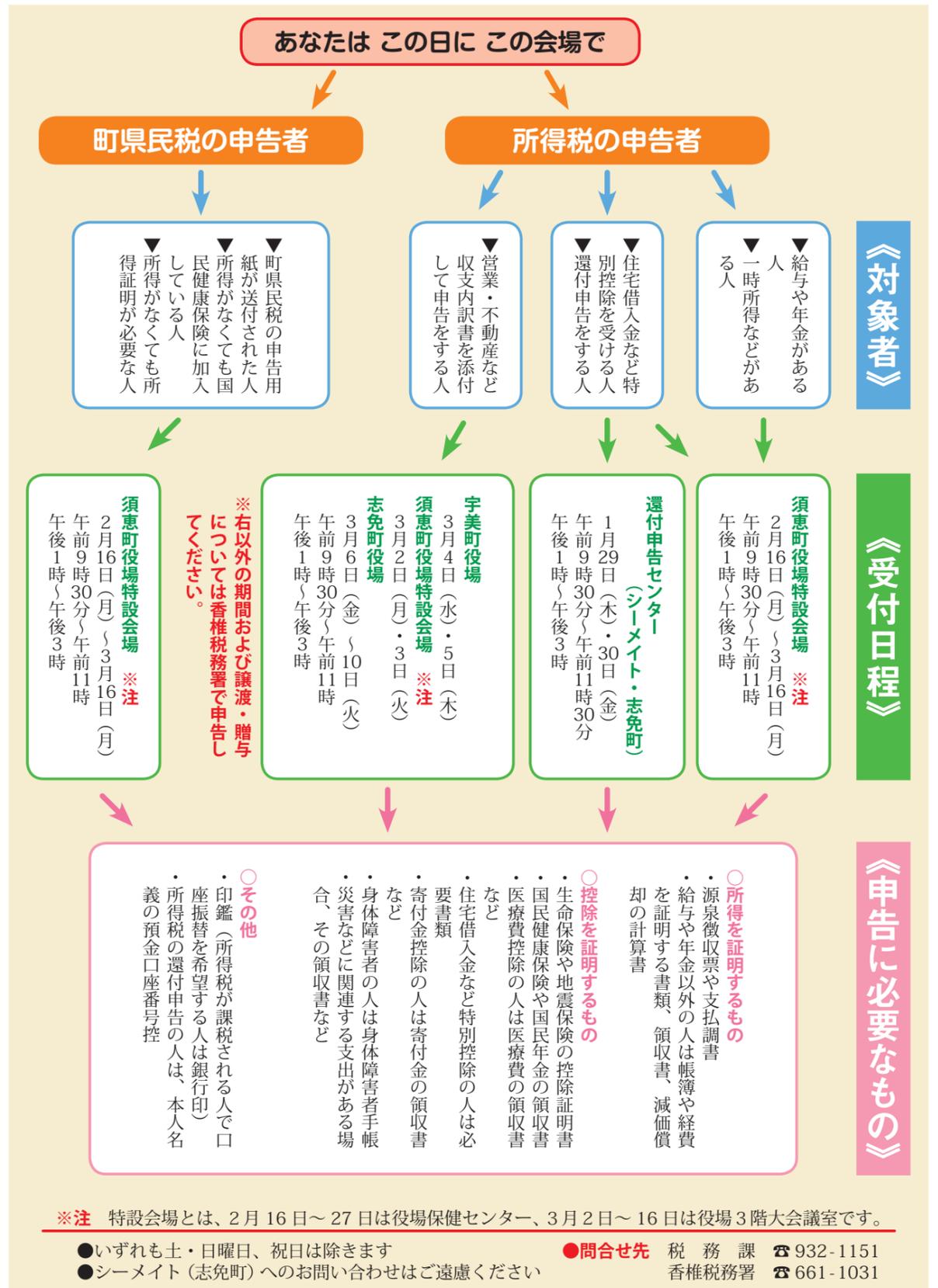


所得税確定申告相談と町県民税申告相談を開設します
あなたのコースを次の表で確認してください



長寿医療制度(後期高齢者医療制度)
「75歳到達月における自己負担限度額の特例」が
創設されました

医療保険制度については、同月内に支払った医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が払い戻されます。

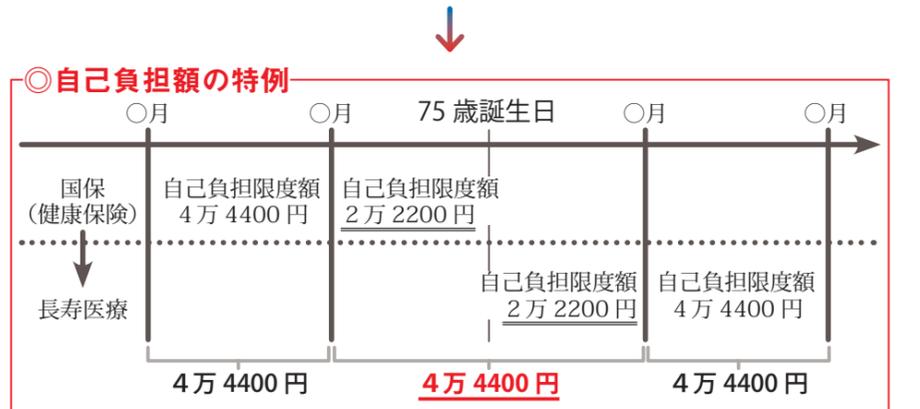
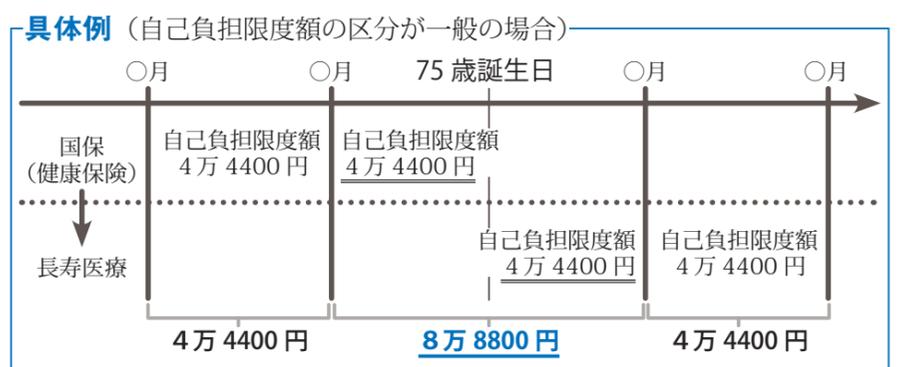
この場合の75歳到達月については、これまで、75歳に到達前の医療保険制度(国民健康保険・被用者保険など)と75歳到達後の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の2つの医療保険制度にまたがるため、それぞれの制度で自己負担限度額までの負担が必要でした。そのため、自己負担が最大で2倍になる可能性がありました。

こうしたことから、今回法改正が行われ、75歳到達月の自己負担が変動しないように、それぞれの自己負担限度額を本来の額の2分の1とするようになりました。

なお、平成20年4月から12月までの年齢到達者で今回の改正内容に該当する人にもさかのぼって適用される見込みです。

▼問合せ先
福岡県後期高齢者医療広域連合
☎651・3111

実施時期：平成21年1月の年齢到達者から実施。



※自己負担限度額は、個人によって異なります。

国民健康保険と長寿医療の保険料(料)の支払いが、来年度から「年金からの支払い」と「口座振替」の選択制となります。

これに伴い、口座振替でのお支払いを希望される人は、住民課窓口で手続きください。

2月9日(月)までに手続きをされると、平成21年4月分の年金からの支払いが中止され、国民健康保険は6月から、長寿医療は7月から口座振替での支払いとなります(お支払いいただく保険料の総額は変わりません)。

▼被保険者本人、世帯主、配偶者のいずれかの口座からお支払いできます。

▼期限を過ぎての申し出は、6月分以降の年金からのお支払い中止となります。

▼手続きに必要なもの

- ・振替口座の預金通帳
- ・通帳のお届け印
- ・国民健康保険または長寿医療の保険証

▼問合せ先
住民課 ☎932・1151

保険料(料)の支払いが「年金からの支払い」と「口座振替」の選択制となります